

特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）の実施する「羽ノ浦配水池総配水流量計更新設計業務」（以下、本業務という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県設計業務共通仕様書」、「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」（以下、「仕様書」という）を準用する。
- 3 受注者は、契約図書、関係諸法規・指針並びに本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は、羽ノ浦配水池に設置されている総配水流量計の更新工事に必要となる設計図書の作成を目的とする。なお、本業務の実施にあたっては、施工上、支障のない範囲で経済的かつ合理的な設計をしなければならない。

(業務場所)

- 第3条 本業務の対象場所は、別途位置図に示す箇所とする。

(業務計画書)

- 第4条 本業務を実施するにあたっては、契約締結後、速やかに設計書及び本特記仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、監督員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記事項を明記したものとする。
- ・業務概要
 - ・実施方針
 - ・業務工程
 - ・業務組織計画
 - ・連絡体制
 - ・その他必要と認められる事項

(業務内容)

- 第5条 本業務の内容については、別添設計書のとおりとする。なお、内容等の変更については発注者との事前協議により定めることとする。
- なお、本施設の配水管にはバイパス管が設けられていないため、配水機能を維持した状態での更新が必要となる。このため、既設配水管の運用に支障を与えない施工方法について十分に検討し、これを踏まえた設計を行うものとする。

(1) 更新対象施設

電磁式流量計 φ400 1基

(2) 設計協議

本業務における打合せは、以下の3回を予定している。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ 1回
- 3) 成果納入時

業務着手時および成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。なお、本業務の中間打合せは1回を予定しているが、必要に応じ増減することがある。

(2) 現地調査、資料収集

発注者が所有する既存資料（図面等）の取りまとめ、及び現地調査により現状の確認を行い以下

の検討業務、設計業務に反映させることとする。

(3) 検討業務

流量計の設置位置、構造・規格の決定を目的に次の業務を実施すること。

1) 配置計画の検討

流量計の設置条件を満たす場所であること、支障物の有無、施工性（重機等の往来、作業員の配置）等を考慮し、流量計室築造箇所の案を提案すること。

2) 施工方法の検討

1) 配置計画の提案に対して、工事期間、経済性、既存施設への影響等を踏まえ、施工方法を検討すること。同一場所において、流量計室の構造等を複数案出すことも構わないものとする。

3) 維持管理方法の検討

流量計室築造工事後の運用にあたり、流量計室及び流量計室内施設（流量計、配管）、並びに近隣する設備（配管、電気設備、構造物など）の維持管理に影響が無いか検討すること。

4) 施工箇所の決定

1) ～ 3) の検討結果を踏まえ、流量計室設置箇所の決定に必要となる比較検討資料を作成し判定すること。

(4) 設計業務

流量計室築造工事、電気計装設備工事の設計のため次の業務を実施すること。

1) 設計計画

工事にあたり、各工程における重機、作業者の配置、資機材の搬入、仮設工事、既存施設の養生など、必要事項を踏まえた設計とすること。

また施工にかかる日数等も検討すること。

特に仮設工事について安全性を十分考慮した設計とすること。

2) 構造計算

流量計築造、仮設工事等において耐荷重、耐震性等必要な構造計算を行うこと。

3) 設計図作成

工事の実施設計図を作成すること。

○土木工事

掘削工、土留工、流量計室築造工事

○電気計装工事

流量計設置工事、電気配管配線工事、計装工事

4) 数量計算

工事の実施数量計算書を作成すること。

○土木工事

掘削工、土留工、流量計室築造工事

○電気計装工事

流量計設置工事、電気配管配線工事、計装工事

5) 概算工事費の算定

単価根拠等を含む工事の概算設計書を作成すること。なお、物価資料によらない材料等を工事で使用する場合、原則として3社以上から単価見積りを徴収すること。

○土木工事

掘削工、土留工、流量計室築造工事

○電気計装工事

流量計設置工事、電気配管配線工事、計装工事

(5) 審査

検討業務、設計業務について審査を行うこと。

(関係機関との協議)

第6条 本業務遂行のため関係機関との協議・調整が必要となる場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

(安全等の確保)

第7条 本業務場所は一般交通の用に供する公道であるため、通行者および作業員の安全等について十分配慮し、業務を実施すること。

(成果品)

第8条 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・成果報告書（A4版） 2部
- ・同原稿（電子媒体） 2部
- ・その他監督員が指示するもの

(疑義)

第9条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めることとする。